令和9年度 公募プログラム一覧表

プログラム名をクリックすると、プログラム詳細ページに移ります。

文化芸術交流

プログラム名	申請対象者	申請締切（日本時間）
海外派遣助成	国内 団体・個人	2026年12月1日（火）13時
舞台芸術国際共同制作		
アジア文化芸術ネットワーク強化助成	国内団体	
アジア文化芸術フェローシップ	国内・海外 個人	
石橋財団・国際交流基金 日本美術リサーチフェローシップ	海外個人	
海外展助成	海外団体	
翻訳出版助成		

海外における日本語教育

プログラム名	申請対象者	申請締切（日本時間）
米国若手日本語教員派遣（J-LEAP）	国内個人	2027年1月頃
日本語パートナーズ派遣		別途ウェブサイト参照
日本語パートナーズ派遣（大学連携インターン）	国内団体	2026年12月1日（火）13時
専門日本語研修（文化・学術専門家）	海外個人	
海外日本語教育機関支援（助成）	海外団体	
生活・就労のための日本語教育機関支援（助成）		
海外日本語教師研修		

海外における日本研究及び国際対話・ネットワーク形成

プログラム名	申請対象者	申請締切（日本時間）
日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）	国内個人	2027年1月3日（日）
客員フェローシップ	海外個人	後日公開予定
日ASEANグローバル・パートナーシップ強化助成	国内・海外 団体	2026年12月1日（火）13時
日米グローバル・パートナーシップ強化助成		2026年12月1日（火）24時 ※2
日本研究フェローシップ	海外個人	2026年12月1日（火）13時
JF-JSA-ASEANフェローシップ※1		
日本研究プロジェクト助成	海外団体	
次世代共創研究ネットワーク強化助成		

※1 JSA-ASEAN = Japanese Studies Association in Southeast Asia（東南アジア日本研究学会）
※2 日本国内からの申請：日本時間/米国内からの申請：米国東部時間

その他

プログラム名	申請対象者	申請締切（日本時間）
後援名義	国内・海外 団体	対象事業開始日の4週間前まで
特定寄附金制度	全て	【令和9年度第1回】 申込書案2027年4月1日/正本2027年5月6日 【令和9年度第2回】 申込書案2027年9月1日/正本2027年10月1日

令和９（2027）年度

申請対象者：日本
団体/個人

海外派遣助成

担当：文化事業部 舞台芸術チーム

◆ 概要

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等、海外機関から要請を受けた文化芸術事業を実施するため、国際交流基金（以下、「JF」という。）が、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

◆ 申請資格

以下のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

1　海外の団体から招請を受けており、文化芸術分野において日本国内を拠点に活動している団体又は個人。

2　上記団体・個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体。

◆ 対象事業

1　事業内容：以下のいずれかの事業。

(1) 演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の公演

(2) 日本文化やスポーツに関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等

※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金など、日本国政府予算を活動の原資とする機関や事業から助成を受ける場合、本プログラムで助成を受けることはできません。。

※ 日本国在外公館からの招へいは海外団体からの招へいとみなされません。

※ 申請者の海外支社等から招へいを受けた案件は、同一組織内の事業とみなされるため、本プログラムの助成対象外です。

※ 海外で展覧会を開催する場合は、「海外展助成」をご参照ください。

2　事業期間：

2027 年４月１日以降に開始（日本を出発）し、2028 年３月 31 日までに完了（日本に帰着）する事業。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 助成内容

以下の経費の一部を助成します。

1　国際人員移動費

2　荷物輸送費

※　海外発着の航空賃は助成対象外です。ただし、乗り継ぎ及び事業実施地間の移動にかかる航空賃は助成対象となります。

◆ 採用実績（参考）

令和８年度採用 67 件／応募 176 件

令和８年度１件あたりの最高助成決定額 4,000,000 円

◆ 選考方針

1　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

2　相対的に高い評価が与えられる事業、相対的に低い評価が与えられる事業の詳細は申請要領を参照してください。

3　原則として、申請時又は申請締切時点で、外務省海外安全ホームページ上の危険レベル又は感染症危険レベルが 2 以上の国・地域・都市への渡航を伴う事業は助成対象となりません。また、助成金の交付決定後でも、事業実施までに渡航する国・地域・都市の危険レベル又は感染症危険レベルが 2 以上に引き上げられた場合、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月中電子メール通知

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

必ず申請前に当プログラムの申請要領を確認してください。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：日本
団体/個人

舞台芸術国際共同制作

担当：文化事業部 舞台芸術チーム

◆ 概要

日本と外国のアーティストによる舞台芸術作品の共同制作を、JF との共催事業として実施する団体または個人を公募します。

◆ 申請資格

次の要件をすべて満たす日本国内の団体または個人

1　カテゴリ―A

(1) 文化芸術分野で活動する、日本の法人格を有する団体、もしくは同団体が中核となる実行委員会。

2　カテゴリ―B

(1) 文化芸術分野で活動する個人、または日本の法人格を持たない団体。

(2) 申請事業の相手方が ASEAN 諸国で活動しているアーティストであること。

3　カテゴリ―A・B 共通

(1) 申請事業の相手方となる外国のアーティストが申請事業の実施を承認していること。

(2) 制作過程を記録するためのプロセス・オブザーバーの受け入れを承諾し、制作過程の公開に同意する団体。

(3) 成果発表を含む配信用映像を制作し、JF がオンライン配信することに同意する団体または個人。

(4) 暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、また反社会的勢力との一切の関係を有していないこと。

◆ 対象事業

1　事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能、映像等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※　日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※　企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

2　事業期間（最長２か年度）
2027 年 6 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までに開始し、2029 年 3 月 31 日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。
※　国際共同制作の過程を経て初演までを事業期間とします。

◆ 経費負担

- カテゴリ―A：1 年度あたり、企画実施にかかる総経費の 70%未満、かつ 1,000 万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JF が共催分担金として負担します。
- カテゴリーB：1 年度あたり、企画実施にかかる総経費の 70%未満、かつ 500 万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JF が共催分担金として負担します。

◆ 採用実績（参考）

採用 3 件／応募 25 件（2026 年度）

◆ 選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JF の委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否及び JF の経費負担額を決定します。

1　JF が共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）
2　事業計画の内容（日本と海外のアーティストの交流要素、企画の新規性、実現可能性、将来的な発展性、事業の質等）
3　参加団体・アーティストの活動実績
4　事業実施体制（準備進捗状況、スケジュールの妥当性）
5　予算計画の妥当性（他団体の費用負担、公演回数や観客動員数等）
6　国際共同制作の内容（参加者間の交流・協働の深度、作品創作における参加者の対等な関与のあり方等）
7　プロセス・オブザーバー制度及び映像配信への理解、映像制作のための準備・実施体制
8　事業実施地の安全状況

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月頃

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域団体

アジア文化芸術ネットワーク強化助成

担当：文化事業部 人物交流チーム

◆ 概要

国際交流基金（以下「JF」という。）は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年（2023 年）を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0－」（以下、「文化の WA2.0」という）を、2033 年度にかけて集中的に実施します。

国際交流基金 － 次世代共創パートナーシップ －文化の WA2.0－
https://www.jpf.go.jp/j/project/special/bunkanowa2/index.html

この取組において、日 ASEAN 間の人的交流を推し進めるべく、以下５つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- 日 ASEAN 間における将来にわたる強固な信頼関係の構築
- 多層的な人的ネットワークの強化
- 共通課題解決に向けた協働
- 懸け橋となる次世代人材の育成
- 多文化共生社会の発展への貢献

本プログラムはその一環として、日本と ASEAN 諸国において、文化芸術分野の人材育成・人的交流を促進する事業を実施する日本国内の団体を対象に、経費の一部を助成します。

◆ 対象事業

日本及び ASEAN 諸国を対象とした、美術、舞台芸術、音楽、文芸、映像、生活文化、スポーツ等各分野の専門家や専門機関が取り組む次世代人材育成事業及びそれに資するネットワーク強化・協働事業

◆ 申請資格

文化芸術分野で活動する、日本の法人格を有する団体又は同団体が中核となる実行委員会

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 助成内容

以下の項目について、事業の実施に必要な経費の一部を助成します。

1　謝金（登壇者、指導者謝金等）
2　旅費（国際交通費、国内長距離交通費、宿泊費）
3　会場・機材借料
4　通訳費・翻訳費
5　資料・報告書・広報資料等作成費
6　荷物輸送費

◆ 採用実績（参考）

年間採用件数： 採用 12 件／応募 36 件（2026 年度）

◆ 選考方針

提出された申請書類に基づき主に以下のような観点から総合的に審査をし、採否を決定します。

1　助成プログラムの趣旨との整合性
2　事業計画の内容・質
3　実現可能性
4　成果の発信・還元性
5　発展性・継続性
6　予算計画の妥当性

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
個人

アジア文化芸術フェローシップ

担当：文化事業部 人物交流チーム

◆ 概要

日本と ASEAN 諸国における持続的な信頼関係の構築、多層的な人的ネットワークの強化、共創を担う次世代人材の育成を目的とし、文化芸術に関わる多様な分野で活躍する個人が、自国外に一定期間滞在し、調査研究、創作、協働、ネットワーク構築等の活動を行うことを支援する双方向型のフェローシップを提供します。

◆ 対象分野及び対象活動

1　対象分野
文化芸術に関連する分野（美術、舞台芸術、音楽、文芸、映像、生活文化、スポーツ等）。

2　対象活動
日本又は ASEAN 諸国で活動する個人が、一定の期間自国外に滞在し、対象分野に関する調査研究、創作活動やネットワークの構築等を目的として行う活動を対象とします。

◆ 申請資格

1　対象人物
対象分野にて活動する個人（アーティスト、研究者、キュレーター、プログラマー、プロデューサー等を含むが、これらに限らない）

2　国籍及び永住権
申請個人は次の要件をどちらも満たす必要があります。
(1) 日本又は ASEAN11 か国に居住している。
(2) 日本又は、ASEAN11 か国の国籍・市民権・永住権を保持している。

3　その他の要件
(1) 申請者は心身共に健康であること。
(2) 申請者は日本語もしくは英語にて意思疎通が可能であること。
※　活動内容により特定の外国語の能力が不可欠と判断される場合は、当該言語の語学力の証明を求める場合があります。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

(3) 日本（JF 本部）からの送金を受けることができる申請者名義の銀行口座を保持していること。又は、フェローシップの支給経費の受給までに開設できること。

◆ フェローシップ期間

短期（10 日～59 日）
長期（60 日～180 日）
※ フェローシップ開始日は 2027 年 7 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの間に設定してください

◆ 支給内容

往復航空賃（居住地―日本間の最短経路による割引エコノミークラス）、滞在費等

◆ 採用実績（参考）

採用 14 件／応募 61 件（2026 年度）

◆ 選考方針

申請された活動内容に応じて、以下のような要素を総合的に判断して採否を決定します。

1 「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0 －」の趣旨に沿い、日 ASEAN 間の信頼関係の構築につながる多層的な人的ネットワークの強化、懸け橋となる次世代人材の育成に繋がる活動内容であるか。また、その活動内容を遂行する能力を有しているか。
2 活動の目的及び達成目標の明確性、テーマの妥当性。
3 活動対象地での実施が目的・計画上必要不可欠であるか。
4 活動に鑑みて妥当な受入機関や受入協力者の承諾が得られているか。
5 活動目的に国を超えた協働の要素が認められるか。また、そのために必要かつ合理的な協力者や機関の承諾が得られているか。
6 活動期間が目的・計画上必要不可欠であり妥当であるか。
7 当該分野における過去の実績、または本活動を踏まえた申請者の今後のさらなる発展性などが認められるか。
8 成果がフェロー本人の業績にとどまらず、一般社会に還元できるものであるか。
9 当該地域・分野の将来の発展や、そのための基盤形成に寄与するか。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日（火） 13 時（日本時間）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

申請前に本プログラムの申請要領及び申請書類作成ガイドを必ずご確認ください。

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
個人

石橋財団・国際交流基金
日本美術リサーチフェローシップ

担当：文化事業部 美術チーム

◆ 概要

諸外国における日本美術に関わる人材育成と研究促進のため、学芸員・研究者等を日本に招へいし、調査研究等の活動を行う機会を提供します。

◆ 対象分野及び対象活動

日本美術に関する明確な目的と計画の下で、日本において行う調査研究等の活動を対象とします。主な対象分野は日本現代美術とします。諸外国における日本美術に関する展覧会の開催や書籍の出版等を目的とする活動を優先します。

◆ 申請資格

「対象分野及び対象活動」を行う、海外在住の専門家や実務者（キュレーター、リサーチャー、エデュケーター、コンサバター等）。以下の要件を全て満たしている必要があります。

1　日本と国交がある国の国籍（又は永住権）を有していること。
2　日本で調査研究等の活動を行うにあたり、心身共に支障のない健康状態であること。
3　日本語又は英語のいずれかに十分な能力を有していること。
4　フェローシップ期間中継続して日本に滞在することが可能であること。
5　JF からフェローシップの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。
6　他の JF 公募プログラムに申請しない方。
7　過去に本フェローシップをはじめとする JF のフェローシップを受給したことがある場合には、その受給期間終了後、2027 年４月１日までの期間が満３年を経過している方。
8　宗教的または政治的な目的のために実施されるものではないこと。
※　詳細については「石橋財団・国際交流基金日本美術リサーチフェローシップ申請要領」をご覧ください。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ フェローシップ期間

21 日～59 日

※　フェローシップ開始日（日本到着日）は 2027 年 6 月 20 日から 2028 年 3 月 31 日までの間に設定してください。

◆ 支給内容

往復航空賃（居住地―日本間の最短経路による割引エコノミークラス）、滞在費等

◆ 採用実績（参考）

採用 14 名／応募 75 名（2026 年度）

◆ 選考方針

以下のような観点から審査します。

1　調査研究等の活動の目的及び達成目標の明確性、テーマの妥当性
2　調査研究等の活動における日本滞在の必要性
3　調査研究等の活動計画の具体性、申請期間の合理性、申請期間内における目的達成見込みの有無
4　当該専門分野で相応の実績があり、日本での調査研究等の活動内容がその延長線上にあること
5　日本美術の専門家としての今後の更なる発展性
6　成果がフェロー本人の業績にとどまらず、展覧会の開催や書籍の出版等の方法により、社会に還元できるものであること
7　フェローシップ終了後、早期に成果を発表する見込みの有無
8　当該分野の将来の発展や、そのための基盤形成に寄与するものであること

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外団体

海外展助成

担当：文化事業部 美術チーム

◆ 概要

日本の美術や文化を紹介することを目的として、諸外国において展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に対し、経費の一部を助成します。また、日本の作家・作品を紹介する海外の国際展に対し、経費の一部を助成します。

◆ 申請資格

海外の美術館・博物館等の団体。

※　複数箇所を巡回する展覧会は、代表する機関がとりまとめて一つの申請としてください。

◆ 対象事業

2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日までの間に開始される、以下のいずれかの事業。

1　海外の美術館・博物館等が海外において企画・実施する日本の美術や文化に関わる展覧会

2　日本の作家・作品を紹介する海外の国際展（ビエンナーレ等）

3　日本の作家が海外に滞在するアーティスト・イン・レジデンス型事業で、滞在地の市民や美術関係者との交流や、成果発表（展覧会）のコンセプト及び計画が明確な事業

◆ 助成内容

2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日までの間に発生する以下の３項目を対象に経費の一部を助成します。

1　作品輸送費（ただし作品保険料は含みません。）

2　図録作成費（デジタルカタログも含みます。ただし国際展の場合、図録作成費は、参加する作家のうち日本人作家の割合に応じた作成経費の一部が対象となります。）

3　作家・専門家旅費（航空賃・鉄道賃・宿泊費。ただし事前調査経費や準備経費は含みません。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

※　作品制作費、インスタレーション経費、作家謝金等は対象となりません。

◆ 採用実績（参考）

採用 21 件／応募 78 件（2026 年度）

◆ 選考方針

1　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
2　以下のような展覧会については、相対的に高い評価が与えられます。
　(1) その国でこれまで類似の展覧会が開催されたことのない、優れたキュレーションによる展覧会
　(2) 周年事業等に関連する展覧会
3　以下のような展覧会については、優先順位が低くなります。
　(1) 近い過去に JF の助成を受けている申請者の計画
　(2) 複数箇所を巡回する展覧会で、過去に JF の助成を受けたことのある展覧会の巡回
　(3) 姉妹都市間又は学校間交流等特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする展覧会
　(4) 公募作品により構成される展覧会
　(5) 趣味的サークルや同好会による展覧会

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外団体

翻訳出版助成

担当：文化事業部 企画調整・文芸チーム

◆ 概要

日本の図書の諸外国における翻訳・出版を促し、より多くの海外読者に普及させ、日本理解を促進することを目的として、日本語で書かれた図書の外国語翻訳・出版を計画する海外の出版社を対象に、翻訳経費（翻訳料）及び／又は出版経費（印刷・製本費）の一部を助成します。

◆ 申請資格

海外の出版社（法人）。

◆ 対象事業

日本語で書かれた、既に日本で出版されている図書（フィクション及び人文・社会科学分野のノンフィクション作品）の翻訳・出版で、以下の要件を満たす事業。

1　2027 年４月１日から 2028 年２月 29 日までの間に図書を刊行すること。ただし、翻訳経費のみを申請し出版経費は申請しない場合、翻訳原稿完成後２年以内の出版を保証できれば申請可能です。また、同一図書についての申請を２回に分けて、「翻訳経費のみ」と「出版経費のみ」を別年度にそれぞれ申請することも可能です（初年度に翻訳経費のみを申請し、翌年度に出版経費のみを申請する等）。

2　翻訳・出版する日本語の原典が申請時点で既に刊行されていること。

3　原則として、日本語原典からの直訳であること。ただし、翻訳者層の薄い言語での翻訳出版申請については、外国語翻訳からの重訳を認めることもあります。

4　原則として、原典の著作権者との間で翻訳出版契約が締結済みであること（重訳の場合は、翻訳の底本とする外国語版の著作権者の許諾も得ていること）。また、翻訳料について出版社と翻訳者との間で契約が既に締結されていること。申請時に各契約書の写しを提出する必要があります。

5　申請時点で翻訳の一部が完成していること。申請時に翻訳見本（日本語原典で約 30 ページ分）を提出する必要があります。

6　事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。

7　宗教的又は政治的な目的のために実施されるものではないこと。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

※　申請機関が刊行を予定している図書が電子書籍である場合も申請可能です。
※　以下は本プログラムの対象外です。
- 原典が日本語でない言語で書かれた図書
- 過去に出版された翻訳図書の再刊。
- 定期刊行物（特集号を含む）、議事録、展覧会等カタログ、観光案内等のパンフレット、辞書・辞典、日本語教材等
- 一般に流通することが期待できない図書（刊行目的が寄贈のみの場合等

※　過去に不採用となった案件は、事業計画及び翻訳原稿の修正・変更なしに、同じ内容のまま再申請することはできません。
※　翻訳料の支払いが印税形式である場合（翻訳者に対し翻訳料が図書刊行後実売部数に基づいてのみ支払われる場合）は、翻訳経費の支援を申請することはできません（出版経費のみ申請することは可能）。

◆ 助成内容

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 2 月 29 日までの間に支払われる以下の費目を対象に、経費の一部を助成します。

1　翻訳料：申請機関が翻訳者に支払う謝金
2　印刷・製本費：申請機関が印刷業者等に支払う用紙代、組版・製版費、印刷費、製本費等

※　助成申請時に翻訳者との契約書写しや印刷業者等らの見積書の提出が、また図書刊行後の助成金支払の段階で、翻訳者や印刷業者等からの領収書等証拠書類の提出が必要となります。
※　以下にご留意ください。
- 2027 年 3 月 31 日以前に支払われた経費は助成対象になりません。
- 翻訳料の一部及び／又は印刷・製本費の一部を助成します。
- 編集費、翻訳権料、著作権処理費、校閲費、またその他申請機関内で生じる経費は助成対象外です。
- 助成金は、翻訳原稿又は完成本の提出後に支払われます。
- 本プログラムの助成金の使途と、他の団体からの助成金や寄付金の使途が、重複することは認められません。

◆ 採用実績（参考）

採用 77 件／応募 125 件（2026 年度）
採用案件平均助成金額　61 万 8 千円（2026 年度）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 選考方針

1　提出された申請書類に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
2　以下の図書の翻訳・出版については、相対的に高い評価が与えられます。
(1) JF「翻訳推薦著作リスト」（※）に掲載されている図書
※ *Worth Sharing—A Selection of Japanese Books Recommended for Translation*
Lifelong Favorites—Selections from the Bookshelves of Young Readers in Japan
「翻訳推薦著作リスト」は下記のウェブサイトで公開しています。
https://www.worthsharing.jpf.go.jp
(2) その国の社会に広く影響を与えると考えられる図書。専門的過ぎず、読者に広がりが期待されるもの
(3) その国においてまだ翻訳・出版されたことのない著者による図書や、日本関連図書が出版されることが少ない言語・地域において、日本語から直接翻訳がなされる図書など
3　助成金額は、申請内容に基づき、審査結果を考慮の上、決定されます。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：日本
団体

日本語パートナーズ派遣（大学連携インターン）

担当：日本語パートナーズ事業部 事業第２チーム

◆ 概要

アジアの教育機関における日本語教育支援及び現地の人々との交流／相互理解の促進・深化を目的として、日本国内の大学で日本語教育を専攻する学生を日本語パートナーズ（大学連携インターン）として派遣し、海外での日本語教育実習、日本文化紹介および日本語を用いた交流を行います。

◆ 申請資格

日本語教師養成課程を有する日本国内の大学・大学院・短期大学（以下「申請大学」）

◆ 派遣国・地域

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、中国、台湾、モンゴル、インド

◆ 派遣期間

2027 年 6 月 1 日以降に出発し、2028 年 3 月 31 日までに帰国する、1 週間以上の期間

◆ 被派遣者

申請大学において、日本語教師養成課程若しくはそれに準ずる課程に所属する正規の学生（派遣時点で 2 年次以上）であり、日本語母語話者または日本語母語話者相当の日本語能力を有する者

◆ 実施方法

JF と申請大学の間で申請内容に基づき合意書を締結し、事業を実施します。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 支給内容

JF は共催分担金として以下の経費を支給します。
・　往復航空券代（空港使用料、燃油サーチャージ等を含む）
・　住居費（60 日分を上限とします）
・　海外旅行傷害保険料（60 日分を上限とします）
※　上記項目は、JF の定める上限額の範囲内で支給します。

◆ 選考方針

以下のような観点から審査を行い、採否を決定します。
1　申請大学における本プログラムの位置付け
2　活動内容
3　申請大学と受入機関との協力体制及び安全管理体制
4　期待される具体的な成果
5　予算計画の妥当性
6　事業実施地の安全状況

◆ 採用実績（参考）

採用 41 大学 336 名（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（メール必着）

◆ 結果通知

2027 年 4 月

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
個人

専門日本語研修（文化・学術専門家）

担当：関西国際センター 教育事業チーム

◆ 概要

専門業務及び研究活動を円滑に遂行する上で日本語能力を必要とする専門家（研究者、大学院生、図書館司書、博物館・美術館学芸員等）の日本語学習を支援するため、JF 関西国際センターにおいて、実用的な日本語を学び、それを各自の研究や専門業務に関連した専門活動の中で実際に使いながら、日本語能力を高める研修を行います。
（令和９年度は６か月のコースのみ）

◆ 研修内容

研修期間中に自主的に専門家へのインタビューや関連機関への訪問を企画したり、専門資料の収集と読解などを経験しながら、情報の交換・収集・発信のための日本語スキルの習得を目指します。教室内で日本語を学ぶだけでなく、専門活動に集中する期間も設定されているので、参加者は明確なテーマを持って自主的に計画を立てて活動することが求められます。研修の最後には、日本語学習及び専門活動の成果として、自身の研究テーマについて報告する発表会があります。

※ なお、このプログラムは、研究活動や専門業務に必要な日本語能力を養成する研修であり、各専門分野の教育を行うものではありません。また、参加者は原則として全ての授業に参加しなければならず、研究・調査などの専門活動は、授業外の時間や設定された集中期間に行っていただきます。

◆ 実施期間

2027 年 10 月上旬～2028 年３月下旬

◆ 申請資格

申請者は１～９までの要件を全て満たしている必要があります。

１ 自己の専門業務又は専門の研究活動を遂行する上で日本語能力を必要としており、次の（１）又は（２）に該当する者。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

(1) 申請時点及び研修開始時点の双方において、日本以外の国・地域の所属機関と雇用関係にあり、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが予定されている者であって、次のア～エのいずれかに該当する者。

ア　大学・研究所等の高等教育機関又は研究機関において教員（講師、助手等）、研究員等の身分を有して研究活動を行っている者。

イ　公的機関（官庁、シンクタンク等を含む）において専門的な研究業務に従事している者。

ウ　高等教育機関・研究機関、文化交流機関又は公共図書館等において常勤で司書の業務に従事している者。

エ　博物館・美術館等において常勤で学芸員等の業務に従事している者又は定期的に美術展等の企画に携わる者で、日本を含む国際交流業務に携わる者。

(2) 申請時点及び研修開始時点の双方において、日本以外の国・地域で大学院修士課程若しくは博士課程に正規生として在籍し（学位取得資格がない聴講生・研究生等は除く）、日本に関係のある内容で修士論文又は博士論文を執筆する予定であること。なお、卒業時に修士号を取得できる大学の大学生の場合、2026年12月1日時点で、最終学年に在籍し満22歳以上であれば、この要件に該当するものとみなす。

2　本研修参加に関し、所属機関の責任者の了承が得られること。

3　研究分野が、日本をその対象に含む社会科学又は人文科学であること。ただし、自然科学や応用科学との学際分野を含む。

4　日本に関連する明確な研究テーマ又は活動テーマを持ちその成果を発表する予定があること。

5　日本と国交のある国の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。

6　日本の義務教育を３年以上受けていないこと。

7　心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。

8　申請時点で日本語能力試験Ｎ４または旧日本語能力試験３級程度以上の日本語能力、JF 日本語教育スタンダードではＡ２レベル程度以上の日本語能力を有していること（日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「Ｎ１～Ｎ５：認定の目安」https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html を、JF 日本語教育スタンダードについては https://www.jfstandard.jpf.go.jp を参照）。

9　研修期間中に日本の教育機関への留学、他の日本で行われる研修への参加又は日本での就労若しくは他の滞在目的活動を行う予定がないこと。

◆ 研修場所

JF 関西国際センター（大阪府泉南郡田尻町）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 支給内容

参加者全員に以下を支給する。

1　宿舎（関西国際センター内シングルルーム）
2　全員で行う活動（講義、文化体験、外部機関訪問など）
3　平日朝・昼食費（食堂ポイント及び現金）
4　国民健康保険及び海外旅行保険（補償額上限あり）
5　自主研究活動経費支援（国内宿泊費や交通費などの一部）

◆ 採用実績（参考）

採用 10 名／応募 57 名（2026 年度）6 か月コース

◆ 選考方針

申請者の日本語能力、日本語研修の必要性、研究・業務の業績及び内容、将来性、専門日本語能力習得の可能性等を総合的に勘案し、採否を決定します。

※　なお、過去に、JF が実施する職務や研究のための日本語研修（「専門日本語研修（文化・学術専門家）」や「海外日本語教師研修」など）に参加した者については優先度が下がります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日（火）13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 備考

本プログラムに申請した者は「申請要領」の「8 同意事項」に同意したものとみなします。申請前に必ずよくご確認ください。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
団体

海外日本語教育機関支援（助成）

担当：日本語第Ⅰ事業部事業第Ⅰ/第２チーム

◆ 概要

海外の日本語教育機関・団体が実施する日本語普及・日本語教育の発展に必要な活動を対象に、実施経費の一部を助成します。

Ⅰ．JF 海外事務所の所在国

◆ 対象国

JF 海外事務所の所在国のうち、韓国、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、インド、オーストラリア、カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、ペルー、イタリア、英国、スペイン、ドイツ、フランス、ハンガリー、エジプトの各国
※　カンボジア、ラオス及びロシアについては 2.をご参照ください。

◆ 申請資格・対象事業・申請締切等

JF 海外事務所を通じて支援を行っています。詳細は各国の JF 海外事務所にお問い合わせください。

２．JF 海外事務所の非所在国

◆ 対象国

カンボジア、ラオス、ロシア及び JF 海外事務所が所在しない国

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 申請資格

海外の日本語教育機関・団体（日本語教師会、学会も含む）。ただし、当該国の法律により海外の政府関係機関より援助を受けることが規制されている機関を除きます。

◆ 対象事業・助成内容

海外の日本語教育機関・団体が実施する非営利の日本語普及活動。活動に応じて、必要な支援を複数組み合わせ申請することができます。JF が対応可能な支援内容の例は以下のとおりです。

1　学習者奨励活動助成：
弁論大会、発表会、ディベート大会等、学習者の動機付けや、日本語教育への周囲の関心を喚起することを目的とした催しの実施経費の一部を助成します。

2　給与助成：
申請機関・団体において日本語講座を実施する際の日本語講師の給与や、日本語教育機関のネットワーク強化に資する活動（教師会活動等）を行う際のスタッフの給与につき、その一部を、原則３年間（36 か月間）を上限として助成します。ただし、近い将来、自立の見通しのあるものに限ります。

3　教材購入助成：
日本語講座の実施や、図書館等での公開・提供を目的とした教材等（電子書籍を含む）の購入経費の一部を助成します。なお、学習者に供与するための教材等の購入は対象外です。

4　会議助成：
日本語教師を対象としたセミナー、ワークショップ、シンポジウム、研修会、意見交換会等の開催経費の一部を助成します。

5　教材制作助成：
カリキュラムやニーズに合った教材の制作・出版経費の一部を助成します。

6　自由企画事業：
申請機関･団体が企画する日本語教育の推進や日本語教師の養成に必要な事業の実施経費の一部を助成します。

◆ 選考方針

以下のような観点から審査します。

1　申請機関・団体が国・地域の日本語教育の中で占める位置づけ
2　期待される具体的成果
3　他機関・団体との協力体制
4　国・地域の日本語普及への波及効果

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 採用実績（参考）

採用 107 件／応募 148 件（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 5 月

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域団体

生活・就労のための日本語教育機関支援（助成）

担当：日本語第２事業部企画開発チーム

◆ 概要

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日しようとする者等に対し、日本での生活や就労に必要な日本語教育を行っている機関・団体を対象に、実施経費の一部を助成します。

◆ 対象国

モンゴル、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン

◆ 申請資格

対象国に所在し、在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日しようとする者等に対する日本語教育を行っている機関・団体。ただし、当該国の法律により海外の政府関係機関より援助を受けることが規制されている機関・団体を除きます。

◆ 対象事業・助成内容

1　教材購入助成：
日本での生活や就労を目的とした日本語教育に使用する教材・副教材の購入にかかる経費の一部を助成します。

2　『いろどり　生活の日本語』印刷・製本助成：
日本での生活や就労を目的とした日本語教育に使用する『いろどり　生活の日本語』の印刷、製本にかかる経費の一部を助成します。

※　1、2のいずれか又は両方に申請することができます。

※　ただし、使用用途として、個人（当該機関・団体に所属する教師・学生を含む）又は他機関・団体に譲渡、有償貸出しする場合は助成対象外です。

◆ 選考方針

以下のような観点から審査を行い、採否を決定します。

1　当該事業をJFが支援する必要性

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

2　申請機関・団体が対象国における日本語教育の中で占める位置づけ（在留資格「特定技能」又は「育成就労」に係る国の認定を受けた送り出し機関であることの有無を含む）
3　期待される具体的成果
4　対象国における、日本での生活や就労を目的とした日本語普及への波及効果
5　自己資金等、JF 以外からの資金調達状況
6　事業計画の妥当性、適切性（実施内容、実施体制、日程等）
7　事業実施地の安全状況

◆ 採用実績（参考）

採用 14 件／応募 17 件（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）　（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
団体

海外日本語教師研修

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 訪日研修

(1) 基礎研修
(2) 日本語研修
(3) 教授法研修
(4) 外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）
(5) 外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）

◆ オンライン研修

「JF にほんご e ラーニングみなと」プラットフォーム上で日本語教師向けコース「日本語教師のための教授法オンラインコース」を随時開講しますので活用ください。
ウェブサイト：https://minato-jf.jp/

同コースで使用するオンデマンド教材は、JF 日本語国際センターのウェブサイトにも掲載しています。
「教授法オンデマンド教材」：
https://www.jpf.go.jp/j/urawa/j_rsorcs/teaching-methods.html

◆ （１）～（５）訪日研修概要

海外の現職の日本語教師を対象に、JF 日本語国際センターにて、基礎研修、日本語研修、教授法研修、外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）、外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）の 5 種類の訪日研修を行います。各研修の概要は以下のとおりです。

(1)「基礎研修」：日本語教授経験の短い若手日本語教師が、日本語運用力を向上させ、日本語教授法を学び、また日本理解を深めるための約６か月の研修です。
(2) 「日本語研修」：日本語教師に必要な日本語運用力を向上させ、日本理解を深めるための約７週間の研修です。 日本語教授法の授業は行いません。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

(3)「教授法研修」：日本語教授能力を向上させ、日本理解を深めるための約６週間の研修です。令和９年度は、夏期に１回実施します。「日本語」の授業は行いません。

(4)「外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）」：在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語教授能力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約５週間の研修です。

(5)「外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）」：在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語運用力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約５週間の研修です。

◆ 申請資格　（全プログラム研修共通）

1　海外で日本語教育を行う教育機関が申請者となります。

2　研修の参加候補者は、申請機関と雇用関係にあり、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが見込まれる日本語教師である必要があります。なお、申請時点で、海外の日本語教育機関に勤務していない方、日本語教師として教育実習中の方は対象としません。

3　日本と国交のある国の国籍を有すること。台湾の方も申請可能です。

4　日本の義務教育（小学校・中学校９年間）を修了していないこと。

5　研修の参加候補者は、心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であることが必要です。

注）各研修の個別の要件については、各研修の頁を確認してください。

◆ 研修場所

JF 日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

◆ 支給内容

1　宿舎、研修期間中の食事、研修期間中の疾病及び傷害に対する保険等

2　付録表中の＿＿＿ の国・地域にある申請機関に所属する方については、以下(1)～(3)を JF が負担します。

(1) 往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り国際空港発着）

(2) 出国税・空港利用税

(3) 研修補助費

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 留意点・備考

1　複数のプログラムに申請することも可能ですが、採用される場合はいずれか１つのみとなります。
2　研修参加に際して、家族同伴で来日することはできません。
3　研修参加者には、滞日中は研修に専念し、全ての研修活動に参加することが求められます。
4　候補者の日本語運用力のレベルの目安については、以下を参照してください。
(1) JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト
「JF スタンダード資料２．レベルの基準が知りたい」
https://www.jfstandard.jpf.go.jp/publicdata/ja/render.do#sec02
(2) 日本語能力試験公式ウェブサイト「N1～N5：認定の目安」
https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html
5　韓国については、「大韓民国中等教育日本語教師研修」（約３週間）もあります。詳細は、JF ソウル日本文化センターにお問い合わせください。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

※次の表は、各研修の基本的な条件をまとめたものです。
他にも研修ごとに様々な条件がありますので、必ず本PDF及び申請要領で個別の研修の説明を確認してください。

	研修名	内容	対象国・地域	対象者条件			研修時期（予定）
				日本語教授年数	日本語運用力の目安		
					JF日本語教育スタンダード（以下、JFS）	日本語能力試験（以下、JLPT）	
(1)	基礎	日本語 日本語教授法 日本文化・ 日本事情	全世界 ※ただし、予算編成の見直しの結果、採用対象国を限定する可能性あり。	6か月以上 5年未満	A2以上	N4程度以上 または 旧JLPT3級程度以上	2027年8月31日 ～2028年2月24日
(2)	日本語	日本語 日本文化・ 日本事情		6か月以上	A2程度まで ※B1以上は対象外	N4、N5程度 または 旧JLPT3級、 旧JLPT4級程度	2027年6月1日 ～7月22日
(3)	教授法	日本語教授法 日本文化・ 日本事情		5年以上	B1以上	N3程度以上 または 旧JLPT2級程度以上	2027年7月13日 ～8月26日
(4)	外国人材 受入れのための 日本語教師研修 （教授法）	日本語教授法 日本事情・ 社会文化理解	モンゴル インドネシア カンボジア タイ フィリピン ベトナム マレーシア ミャンマー ラオス インド スリランカ ネパール パキスタン バングラデシュ ウズベキスタン	1年以上	B1以上	N3程度以上 または 旧JLPT2級程度以上	第1回： 2027年9月14日 ～10月21日 第2回： 2027年11月16日 ～12月21日
(5)	外国人材 受入れのための 日本語教師研修 （日本語）	日本語 日本事情・ 社会文化理解			A2程度まで ※B1以上は対象外	N4、N5程度 または 旧JLPT3級、 旧JLPT4級程度	2027年10月13日 ～11月18日

令和９年度対象国・地域分類一覧（2026 年８月現在）

大分類	小分類	国・地域（通称、五十音順）
アジア地域	東アジア地域	韓国、台湾、中国、日本、香港、マカオ、モンゴル
	東南アジア地域	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
	南アジア地域	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
大洋州地域	大洋州地域	オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
米州地域	北米地域	カナダ、米国
	中米地域	アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ
	南米地域	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
欧州地域	西欧地域	アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク
	東欧地域	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア

中東地域	中東地域	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン
	北アフリカ地域	アルジェリア、エジプト、スーダン、チュニジア、モロッコ、リビア
アフリカ地域	アフリカ地域	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト

※「海外日本語教師研修」において、JF が、往復航空券、出国税・空港利用税、研修補助費を負担する国・地域：_____

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
団体

(1)海外日本語教師基礎研修

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 概要

日本語教授経験の短い若手日本語教師が、日本語運用力を向上させ、日本語教授法を学び、また日本理解を深めるための約６か月の研修です。

◆ 申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。
対象地域：全世界※ただし、予算編成の見直しの結果、採用対象国を限定する可能性あり。

研修の参加候補者は、申請資格(全プログラム研修共通)に加えて、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

1　日本語教授年数：６か月以上５年未満の日本語教授年数を持つこと（2026 年 12 月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く）。
2　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを満たしていること。
(1) JF 日本語教育スタンダードでＡ２レベル以上
(2) 日本語能力試験Ｎ４程度以上又は旧日本語能力試験３級程度以上

◆ 実施期間

2027 年８月 31 日～2028 年２月 24 日（予定）

◆ 研修内容

来日後のプレースメントテストの結果により、クラス分けを行い、以下の授業を行います。人数や日本語運用力の差を考慮し、２つにコースを分けて運営します。

1　日本語
さまざまな言語活動を通して、日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

2　日本語教授法
日本語教授法に関する基礎的な知識を整理し、模擬授業や自分の教授活動のふり返りを通して、自分の課題に気づき、その解決方法を考えます。

3　日本文化・日本事情
日本文化や日本社会の実際に触れ、日本に対する理解を深めます。（地方研修や文化体験のプログラムもあります）。また、クラスメイトとのやりとりを通してさまざまな文化に触れることで自文化を見つめなおし、他者の文化を理解し尊重できるような異文化理解能力を身につけます。

1～3のほか、特別授業や模擬授業のための個別指導などがあります。

◆ 選考方針

1　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、学内外での影響力等の観点から審査します。

2　2026 年 12 月 1 日時点で、35 歳以下の参加候補者を優先します。

◆ 採用実績（参考）

採用 44 名／応募 137 名（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
団体

(2)海外日本語教師日本語研修

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 概要

日本語教師に必要な日本語運用力を向上させ、日本理解を深めるための約７週間の研修です。
日本語教授法の授業は行いません。

◆ 申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。
対象地域：全世界※ただし、予算編成の見直しの結果、採用対象国を限定する可能性あり。

研修の参加候補者は、申請資格(全プログラム研修共通)に加えて、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

1　日本語教授年数：６か月以上の日本語教授年数を持つこと（2026 年 12 月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く）。

2　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを有していること。
(1) JF 日本語教育スタンダードでＡ２レベル程度まで
(2) 日本語能力試験Ｎ４もしくは N5 程度、又は旧日本語能力試験３級もしくは４級程度
※ このプログラムでは、JF 日本語教育スタンダードでＢ１以上の日本語運用力がある方は対象になりません。

3　日本での研修受講歴：2021 年４月以降 JF や日本の大学等において、１か月以上の日本語教師訪日研修を受講していないこと。

◆ 実施期間

2027 年６月１日～2027 年７月 22 日（予定）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 研修内容

1　日本語
さまざまな言語活動を通して、教師として必要な日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。また、語彙や文法など、日本語の知識を整理します。

2　日本文化・日本事情
日本語の授業の中で扱うことができる日本文化や日本事情について、講義やワークショップなどさまざまな方法で学んだり体験したりします。クラスメイトとのやりとりを通して異文化理解能力を身につけます。また、地方研修、学校訪問、文化体験などのプログラムもあります。

◆ 選考方針

1　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、学内外での影響力等の観点から審査します。

2　2026 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の参加候補者を優先します。

◆ 採用実績（参考）

採用 33 名／応募 146 名（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 3 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金-申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
団体

(3)海外日本語教師教授法研修

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 概要

日本語教授能力を向上させ、日本理解を深めるための約６週間の研修です。令和９年度は、夏期に１回実施します。日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。

◆ 申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。
対象地域：全世界※ただし、予算編成の見直しの結果、採用対象国を限定する可能性あり。

研修の参加候補者は、申請資格(全プログラム研修共通)に加えて、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

1　日本語教授年数:2026年12月1日時点で５年以上の日本語教授年数を持つこと。（個人教授及び教育実習の期間は除く）
2　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを有していること。
(1) JF日本語教育スタンダードでB1レベル以上
(2) 日本語能力試験N３程度以上、又は旧日本語能力試験２級程度以上
3　日本での研修受講歴：2021年４月以降、JFや日本の大学等において、１か月以上の日本語教師訪日研修を受講していないこと。

◆ 実施期間

2027年７月13日～2027年８月26日（予定）

◆ 研修内容

1　日本語教授法
日本語教師としての専門性の向上を目指して、日本語教授法の知識の整理、拡充を行います。参加者各自の教育実践をふり返り、その課題解決に向けて研修内容を活かした改善案を検討します。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

2　日本文化・日本事情
日本語教育の一環としての文化紹介や異文化理解教育の内容と方法を考えるために、講義やワークショップを行います。

◆ 選考方針

1　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、学内外での影響力等の観点から審査します。
2　2026 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の参加候補者を優先します。

◆ 採用実績（参考）

採用 65 名／応募 283 名（2026 年度夏期・冬期の合計）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 3 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金-申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
団体

(4)外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 概要

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語教授能力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約５週間の研修です。日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。

◆ 申請資格

以下の対象国において、在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日し、日本での生活・就労が想定される者を対象に日本語教育を行っている機関・団体。個人からの申請は受け付けません。

1　対象国：モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン

2　研修の参加候補者は、申請資格(全プログラム研修共通)に加えて、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1) 日本語教授年数につき、2026 年 12 月 1 日時点で 1 年以上の教授経験を有すること。なお、個人教授及び教育実習の期間は除きます。

(2) 日本語運用力につき、申請時点で下記アもしくはイを満たしていること。

ア　JF 日本語教育スタンダードで B1 レベル以上

イ　日本語能力試験Ｎ３程度以上又は旧日本語能力試験２級程度以上

(3) JF 日本語国際センターにおいて、「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」もしくは「外国人材受入れのための日本語教師研修（教授法）」の訪日研修を 2020 年 4 月以降、受講していないこと。

実施期間

（第 1 回）2027 年 9 月 14 日～2027 年 10 月 21 日（予定）
（第 2 回）2027 年 11 月 16 日～2027 年 12 月 21 日（予定）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 研修内容

1　日本語教授法
JF 日本語国際センターが開発した『いろどり　生活の日本語』を使用して、課題遂行を目標とした授業の教え方を学び、日本で生活や就労をする上で必要になる基礎的な日本語を教える具体的な方法について検討します。

2　日本事情・社会文化理解
日本での生活や就労に役立つ日本事情・社会文化について学び、それを授業で活かす方法を考えます。

◆ 選考方針

1　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、学内外での影響力、期待される具体的な成果等の観点から審査します。

2　2026 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の参加候補者を優先します。

◆ 採用実績（参考）

採用 64 名／応募 170 名（2026 年度第 1 回・第 2 回の合計）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
団体

(5)外国人材受入れのための日本語教師研修（日本語）

担当：日本語国際センター 教師研修チーム

◆ 概要

在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日する者に対して日本語教育を行っている機関・団体の日本語教師を対象とした、日本語運用力を向上させ、また、日本事情・社会文化の理解を深めるための約５週間の研修です。日本語教授法の授業は行いません。

◆ 申請資格

以下の対象国において、在留資格「特定技能」や「育成就労」で来日し、日本での生活・就労が想定される者を対象に日本語教育を行っている機関・団体。個人からの申請は受け付けません。

1　対象国：モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン

2　研修の参加候補者は、申請資格(全プログラム研修共通)に加えて、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1) 日本語教授年数につき、2026 年 12 月 1 日時点で 1 年以上の教授経験を有すること。なお、個人教授及び教育実習の期間は除きます。

(2) 日本語運用力につき、申請時点で下記アもしくはイを満たしていること。

ア　JF 日本語教育スタンダードで A2 レベル程度まで

イ　日本語能力試験 N4 もしくは N5 程度、又は旧日本語能力試験３級もしくは４級程度

※　このプログラムでは、JF 日本語教育スタンダードで B1 以上の日本語運用力のある方は対象になりません。

(3) JF 日本語国際センターにおいて、「特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修」、「外国人材受入れのための日本語教師研修(教授法)」、「外国人材受入れのための日本語教師研修(日本語)」の訪日研修を受講していないこと。

◆ 実施期間

2027 年 10 月 13 日～2027 年 11 月 18 日（予定）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 研修内容

1　日本語
JF 日本語国際センターが開発した『いろどり　生活の日本語』を主教材とし、日本で生活する上で必要となる日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。

2　日本事情・社会文化理解
日本での生活や就労に役立つ日本事情・社会文化について学びます。

◆ 選考方針

1　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、学内外での影響力、期待される具体的な成果等の観点から審査します。

2　2026 年 12 月 1 日時点で、55 歳以下の参加候補者を優先します。

◆ 採用実績（参考）

採用 32 名／応募 71 名（2026 年度）

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月下旬

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外/日本
個人

日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）

担当：国際対話部 事業第２チーム

◆ 概要

日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部・山岳部地域に、草の根交流に取り組むコーディネーターを派遣し、学校や図書館、コミュニティ・センター等を訪れ、日本人の暮らしや伝統芸能、日本語等、日本の幅広い文化を紹介する活動を行います。

◆ 活動内容（例）

- 小・中・高校や大学における日本の文化・社会に関するプレゼンテーションや講義の実施
- 日本の慣習や行事にちなんだ「日本祭り」等の実施・アレンジ
- 日本の伝統文化や現代社会に関する対話プログラムの実施・アレンジ
- 現地と日本との交流関係づくり

◆ 申請資格

次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

1　日本国籍を有すること
2　四年制大学卒業以上の学歴を有すること
3　普通自動車第一種運転免許を取得していること
4　英語による業務の遂行が十分可能であること
5　基本的なパソコンスキル（ワード・エクセル等）を有すること
6　心身ともに健康で、２年間業務を遂行することが十分可能であること
7　海外における国際文化交流事業に関心を有すること
8　国内で開催される選考試験、研修会に参加可能であること
　（JF 規定により交通費支給）

◆ 派遣期間

2027 年８月～2029 年７月（予定）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 支給内容

往復航空券、現地での住居補助費や生活補助費（月額 1,362 ドル）

◆ 採用実績（参考）

採用 8 名（2026 年度）

◆ 申請締切

2027 年 1 月 3 日

◆ 結果通知

2027 年 3 月初旬

◆ 備考

JOI プログラムは、JF が米国の非営利団体であるローラシアン協会と共同で実施するプログラムであり、応募受付を含む問合せ窓口は同協会が担当しています。詳細については下記までお問い合わせください。

ローラシアン協会（東京事務所）
TEL：03-3712-6176　FAX：03-3712-8975
E-mail：joi@laurasian.org
URL：https://www.laurasian.org/joi-coordinators

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
団体

日 ASEAN グローバル・パートナーシップ強化助成

担当：国際対話部 事業第Ⅰチーム

◆ 概要

日本と東南アジアが共同で取り組むべき国際課題に関し、両地域の機関・団体が実施する国際会議、シンポジウム、ワークショップ、研修等の対話・協働プロジェクトを対象に、経費の一部を助成します。両地域の間の知的交流分野における多層的な人的ネットワークや信頼関係の構築、次世代人材の育成に貢献することを目ざします。

◆ 申請資格

国内及び ASEAN 諸国の非営利団体

◆ 対象地域

日本、ASEAN 諸国

◆ 対象事業

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの間に開始される日 ASEAN 共同プロジェクト。

※ 自然科学分野の学術研究、営利活動、宗教的又は政治的な目的のために利用される事業、特定の主義・主張の普及を直接の目的とする事業などは対象となりません。詳細は「日 ASEAN グローバル・パートナーシップ強化助成申請要領」をご覧ください。

◆ 助成内容

事業の実施に必要な経費の一部を助成します。以下は助成対象となる費目の例です。

1 謝金（講師謝金、研究者・協力者謝金、通訳謝金、スタッフ謝金等）
2 旅費（航空賃、交通費、宿泊費等）
3 イベント開催経費（会場費、機材借料、広報費等）
4 成果物作成費（報告書作成費、ウェブサイト制作費、翻訳費、印刷費等）
5 間接経費

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 採用実績（参考）

採用 14 件/応募 73 件（2026 年度）

◆ 選考方針

1　本プログラムでは、申請事業のテーマ、目的、参加者、実施方法、成果の共有方法等を含む総合的な観点から選考を行います。
2　選考に際し必要に応じて当該分野の専門家から助言を得る場合があります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年４月
４月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
団体

日米グローバル・パートナーシップ強化助成

担当：国際対話部 事業第Ⅰチーム

◆ 概要

国際社会が直面する共通の政策的課題について、解決に向けた日米のパートナーシップ構築のために行われる協働・対話事業を支援します。国を超えた現代の共通課題の解決に向けて、日米の非営利団体が共同で実施する協働・対話プロジェクトが対象となります。

◆ 申請資格

国内及び米国の非営利団体

◆ 対象地域

米国

◆ 対象事業

2027 年 4 月 1 日から 2028 年月 3 月 31 日までの間に開始される日米共同プロジェクト。

※ 自然科学分野の学術研究、営利活動、宗教的又は政治的な目的のために利用される事業、特定の主義・主張の普及を直接の目的とする事業などは対象となりません。詳細は「日米グローバル・パートナーシップ強化助成申請要領」をご覧ください。

◆ 助成内容

事業の実施に必要な経費の一部を助成します。以下は助成対象となる費目の例です。

1 人件費・謝金（講師謝金、研究者・協力者謝金、通訳謝金、スタッフ雇用費等）
2 旅費（航空賃、交通費、宿泊費等）
3 イベント開催経費（会場費、機材借料、広報費等）
4 資料作成費（報告書作成費、ウェブサイト制作費、翻訳費、印刷費等）
5 間接経費（直接経費に対する助成額の 10%を上限）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 採用実績（参考）

採用 7 件/応募 35 件（2026 年度）

◆ 選考方針

1　本プログラムでは、申請事業のテーマ、目的、参加者、実施方法、成果の共有方法等を含む総合的な観点から選考を行います。
2　選考に際し必要に応じて当該分野の専門家から助言を得る場合があります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 23 時 59 分
（日本国内からの申請：日本時間／米国内からの申請：米国東部時間）

◆ 結果通知

2027 年 4 月
４月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

◆ 備考

申請書提出方法等については、担当部署までお問い合わせください。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外
個人

日本研究フェローシップ

担当：日本研究部

◆ 概要

海外における日本研究を振興するため、日本について調査研究する学者・研究者等を海外から日本に招へいし、日本で調査研究等の活動を行う機会を提供します。
※東南アジアの機関に所属している方は「JF-JSA-ASEAN フェローシップ」に申請してください。

◆ 申請対象者

1　博士論文執筆者：博士論文提出の資格を有し、人文・社会科学分野の手法を用いて日本に関わる研究（比較研究を含む）を行う大学院生等で、博士号の取得に必要な課程は修了しており（又はフェローシップ開始予定日までに修了見込であり）、かつ学位審査論文の作成に向け、４か月から 12 か月の期間、日本で研究・調査等の活動を行う必要がある方。

2　研究者：申請時点において博士号取得又はそれと同等の実績を有する研究者等で、人文・社会科学分野 の手法を用いて日本に関わる研究（比較研究を含む）を行うため、21 日から 89 日までの短期間、又は４か月から 12 か月の長期間、日本で資料収集・調査研究・交流等の活動を行う必要がある方。

◆ 申請資格

1　以下の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 日本と外交関係を有する国・地域の国籍又は永住権を有し、かつ当該国・地域に居住している方（台湾の方も「博士論文執筆者」又は「研究者（長期）」に申請可能です）。

(2) 申請時点において日本での受入教員・協力者が確保されている方。

(3) 日本での活動に支障のない健康状態にあり、日本語又は英語での研究活動及びコミュニケーションが可能である方。

(4) フェローシップ期間の開始日となる日本到着日（2027 年６月 20 日から 2028 年３月 20 日までの間）から終了日までの間、日本に継続滞在することが基本的に可能である方。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

(1) 過去に本フェローシップをはじめとするJFのフェローシップを受給したことがある場合には、その受給期間終了後、2027年4月1日までの期間が満3年（ただし、直近の受給が89日以内の短期フェローシップの場合は満1年）を経過している方。

2　以下のいずれかに該当する方は申請できません。

(1) 自然科学・医学・工学分野を対象とする方。

(2) 学部学生・修士課程在籍者、日本の大学の学部・修士課程への在籍を目的とする方、及び同博士課程での単位取得を目的とする方。

(3) 日本語の習得、産業関係の技術習得、日本語教材の制作及び芸術・伝統文化（茶道・華道等）分野の技能習得を目的とする方。

(4) 同時期に訪日のための旅費・滞在費が含まれる他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等を受給する方。

(5) 2027年4月1日現在において日本国内に住所を有し、かつフェローシップ開始日までに国外への転出を登録住所地の市区町村に届け出る予定が無い方。

(6) 他のJF公募プログラムに申請する方（ただし「JF-GJSフェローシップ（東京大学東洋文化研究所と共同運営）」「JF-日文研フェローシップ（国際日本文化研究センターと共同運営）」「JF-CIJS-EAJSフェローシップ（ヨーロッパ日本研究協会の協力を得て東北大学統合日本学センターと共同運営）」のいずれかとの重複申請は可能です）。

※ ポスト・ドクトラル研究者を対象とした「JF-GJSフェローシップ」及び「JF-日文研フェローシップ」、並びに欧州域内の博士論文執筆者を対象とした「JF-CIJS-EAJSフェローシップ」の詳細については、r_info@jpf.go.jp宛メールにてお問い合わせください。

◆ 支給内容

往復国際航空券（エコノミークラス割引航空券）、滞在費等

◆ 採用実績（参考）

採用96件/応募286件（2026年度）

◆ 選考方針

1　選考に際しては、研究内容が当該分野や申請者のキャリアにおいて持ちうる意義、研究活動における日本滞在の必要性、目的達成の見込みなどが考慮されます。また、申請者の学歴、職歴、所属機関における地位、研究業績なども考慮されます。

2　JFのフェローシップを過去2度以上受けた方は、特に優先度が低くなります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

※　米国の申請者は、申請方法・期限が異なります。次の JF ニューヨーク日本文化センターのウェブサイトをご確認の上、2026 年 12 月 1 日 23 時 59 分（米国東部時間）までに申請を行ってください。
https://ny.jpf.go.jp/grants/grants-for-japanese-studies/fellowship-program/

◆ 結果通知

2027 年 4 月

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域
個人

JF-JSA-ASEAN フェローシップ

担当：日本研究部

◆ 概要

東南アジアと日本との間において将来にわたる強固な信頼関係を構築するため、JSA-ASEAN（東南アジア日本研究学会）の協力を得て実施する事業で、次世代交流人材育成の一環として東南アジアの日本研究者を日本に招へいし、滞日調査研究・交流活動を行う機会を提供します。

◆ 申請対象者（東南アジアのみ）

1　博士論文執筆者：東南アジア域内大学院の博士論文提出の資格を有し、人文・社会科学分野の手法を用いて日本に関する研究(比較研究を含む)を行う大学院生等で、博士号の取得に必要な課程は修了しており(又はフェローシップ開始予定日までに修了見込であり）、かつ学位審査論文の作成に向け、４か月から 12 か月の期間、日本で研究・調査等の活動を行う必要がある方。

2　研究者：東南アジアの機関に所属している研究者等で、申請時点において博士号取得者又はそれと同等の実績を有し、人文・社会科学分野の手法を用いて日本に関わる研究（比較研究を含む）を行うため、21 日から 89 日までの短期間、又は４か月から 12 か月の長期間、日本で資料収集・調査研究・交流等の活動を行う方。

◆ 申請資格

1　以下の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 東南アジア域内大学院の博士論文提出資格を有する大学院生等、又は東南アジアの機関に所属している研究者等で、日本に関する調査・研究活動を行っている方。

(2) 申請時点において日本での受入教員・協力者が確保されている方。

(3) 日本での活動に支障のない健康状態にあり、日本語又は英語での研究活動及びコミュニケーションが可能である方。

(4) フェローシップ期間の開始日となる日本到着日(2027 年６月 20 日から 2028 年３月 20 日までの間）から終了日までの間、日本に継続滞在することが基本的に可能である方。

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

(5) 過去に本フェローシップをはじめとするJFのフェローシップを受給したことがある場合には、その受給期間終了後、2027年４月１日までの期間が満３年（ただし、直近の受給が 89 日以内の短期フェローシップの場合は満１年）を経過している方。

2　以下のいずれかに該当する方は申請できません。

(1) 日本と国交が無い国の国籍を有する方

(2) 自然科学・医学・工学分野を対象とする方。

(1) 学部学生・修士課程在籍者、日本の大学の学部・修士課程への在籍を目的とする方、及び同博士課程での単位取得を目的とする方。

(2) 日本語の習得、産業関連の技術習得、日本語教材の制作及び芸術・伝統文化（茶道・華道等）分野の研修を目的とする方。

(3) 同時期に訪日のための旅費・滞在費が含まれる他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等を受給する方。

(4) 2027 年４月１日現在において日本国内に住所を有し、かつフェローシップ開始日までに国外への転出を登録住所地の市区町村に届け出る予定が無い方。

(5) 他の JF 公募プログラムに申請する方（ただし「JF-GJS フェローシップ（東京大学東洋文化研究所と共同運営）」又は「JF-日文研フェローシップ（国際日本文化研究センターと共同運営）」のいずれかとの重複申請は可能です）。

※ ポスト・ドクトラル研究者を対象とした「JF-GJS フェローシップ」及び「JF-日文研フェローシップ」の詳細については、r_info@jpf.go.jp 宛メールにてお問い合わせください。

◆ 支給内容

往復国際航空券（エコノミークラス割引航空券）、滞在費等

◆ 採用実績（参考）

採用 12 件/応募 15 件（2026 年度）

◆ 選考方針

1　選考に際しては、研究内容が当該分野や申請者のキャリアにおいて持ちうる意義、研究活動における日本滞在の必要性、目的達成の見込みなどが考慮されます。また、申請者の学歴、職歴、所属機関における地位、研究業績なども考慮されます。

2　JF のフェローシップを過去２度以上受けた方は、特に優先度が低くなります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外団体

日本研究プロジェクト助成

担当：日本研究部

◆ 概要

海外における日本研究を振興するため、海外の団体が実施する日本研究の様々なプロジェクトに対し、経費の一部を助成します。

※　東南アジアの団体は「次世代共創研究ネットワーク強化助成」プログラムに申請してください。

◆ 申請資格

海外で日本研究に従事している非営利団体（高等教育機関、学術研究機関、学会等）

◆ 対象事業

2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日までの間に実施する事業（オンラインによるものを含みます）で、以下１～４のいずれかに該当するもの。

１　日本に関する共同研究若しくは会議、又は日本研究の発展に資する訪日研究･研修、若しくは出版
２　日本研究に関する講義実施を目的とする日本又は第三国からの客員教授の招へい
３　日本研究に関する図書等資料の拡充
４　その他、日本研究及び日本への関心拡大に資する事業

※　自然科学分野の事業、営利活動、芸術活動、特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とする事業などは本プログラムの対象となりません。詳細については「日本研究プロジェクト助成申請要領」をご覧ください。

◆ 助成内容

以下の経費の一部を助成します。

１　旅費（国際・国内交通費、滞在費等）
２　会議等開催経費（資料作成費、会場・機材借料、広報費等）
３　謝金（講師謝金、協力者謝金、通訳謝金、アシスタント謝金等）
４　その他の直接経費（資料購入費等）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 採用実績（参考）

採用 20 件/応募 47 件（2026 年度）

◆ 選考方針

1　受理された申請については、地域や国のバランス等にも配慮しつつ、事業を JF が支援する必要性、事業の実現可能性や有効性、予算計画の妥当性、事業実施地の安全状況などの観点から総合的に審査を行い、採否を決定します。
2　団体間の協定や姉妹校関係など、既存の提携関係に基づく事業は優先度が下がります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）
※　米国の申請者は、申請方法・期限が異なります。次の JF ニューヨーク日本文化センターのウェブサイトをご確認の上、2026 年 12 月 1 日 23 時 59 分（米国東部時間）までに申請を行ってください。
https://ny.jpf.go.jp/grants/grants-for-japanese-studies/

◆ 結果通知

2027 年４月
４月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：指定国・地域団体

次世代共創研究ネットワーク強化助成

担当：日本研究部

◆ 概要

東南アジアと日本との間において将来にわたる強固な信頼関係を構築するため、次世代交流人材育成の一環として日本研究の事業を実施する東南アジアの団体に対し、経費の一部を助成します。

◆ 申請資格

東南アジアの高等教育機関、学術研究機関及び学会等の非営利団体。

◆ 対象事業

2027 年４月１日から 2028 年３月 31 日までの間に実施する事業（オンラインによるものを含みます）で、訪日研究・研修、共同研究・会議、客員教授招へい、出版、図書拡充など、日本研究及び日本への関心拡大に資するもの。

※　自然科学分野の事業、営利活動、芸術活動、特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とする事業などは本プログラムの対象となりません。詳細については「次世代共創研究ネットワーク強化助成申請要領」をご覧ください。

◆ 助成内容

事業の実施に必要な直接経費の一部を助成します。以下は助成対象となる費目の例です。

1　旅費（国際・国内交通費、滞在費等）
2　会議等開催経費（資料作成費、会場・機材借料、広報費等）
3　謝金（講師謝金、協力者謝金、通訳謝金、アシスタント謝金等）
4　その他の直接経費（資料購入費等）

◆ 採用実績（参考）

採用５件/応募７件（2026 年度）

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

◆ 選考方針

1　受理された申請については、地域や国のバランス等にも配慮しつつ、事業を JF が支援する必要性、事業の実現可能性や有効性、予算計画の妥当性、事業実施地の安全状況などの観点から総合的に審査を行い、採否を決定します。
2　団体間の協定や姉妹校関係など、既存の提携関係に基づく事業は優先度が下がります。

◆ 申請締切

2026 年 12 月 1 日 13 時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2027 年 4 月
4 月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

令和９（2027）年度

申請対象者：海外/日本
団体/個人

特定寄附金制度

担当：経理部財務課

◆ 概要

日本国内の企業や個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する制度です。JF は特定公益増進法人に該当しますので、JF に対して寄附を行う企業や個人は寄附金に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

◆ 注意点

1　対象となる寄附や事業、申込者、寄附者及び事業実施団体には、それぞれ一定の要件があります。

※　特定寄附申込金額の下限を設定するとともに、寄附受入の確実性等について申込み時に確認させていただいておりますので、ご留意ください。各要件その他、制度の詳細については、下記のウェブサイトをご確認ください。資料の郵送をご希望の方は、財務課にご請求ください。
https://www.jpf.go.jp/j/about/donation/program/index.html（ホーム＞国際交流基金について＞寄附について＞特定寄附金制度）

2　ウェブサイトで要件等をご覧いただき、本制度への申込みを検討される方は、申込書（案）提出前に財務課に直接問い合わせ、申込資格や要件等について確認、相談してください。

3　申込みのありました寄附金の受入の可否につきましては、外部委員による審査委員会への諮問を経て決定します。

4　JF が、個別事業への寄附の募集、寄附者の紹介・斡旋、勧誘等の活動を行うことはありません。

◆ 提出締切

【第１回審査】
申込書（案）　：2027 年４月１日
申込書（正本）：2027 年５月６日

JAPANFOUNDATION
国際交流基金

【第２回審査】
申込書（案）　：2027 年９月１日
申込書（正本）：2027 年 10 月１日

◆ 結果通知

【第１回審査】2027 年７月末～８月上旬
【第２回審査】2027 年 12 月下旬～2028 年１月上旬
※　2028 年度以降については、別途お問い合わせください。
※　特定寄附金制度においては、申込書（正本）提出の１か月前までに申込書（案）の提出が必要となります。

◆ 応募にあたっての留意事項

全プログラム共通の申請手続や注意事項については JF ウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。
JF ウェブサイト：国際交流基金 － 申請手続、申請資格、注意事項

JAPANFOUNDATION
国際交流基金